

プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示
項目	第 33 回ディスクロージャー専門委員会及び第 425 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案（会計方針の開示）

本資料の目的

1. 本資料は、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示に関連して、第 33 回ディスクロージャー専門委員会（2020 年 2 月 5 日開催）（以下「第 33 回専門委員会」という。）及び第 425 回企業会計基準委員会（2020 年 2 月 12 日開催）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。
2. なお、「第 33 回専門委員会で聞かれた意見」の部分については、第 425 回企業会計基準委員会 審議事項(3)-8 にてお示しした内容と同一である。

ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

寄せられたコメント及びそれらに対する対応案

【ASBJ 事務局の提案】

3. ASBJ 事務局は、第 32 回専門委員会及び第 424 回企業会計基準委員会（2020 年 1 月 31 日開催）での議論を踏まえて、コメント対応表の修正を提案した。

【第 33 回専門委員会で聞かれた意見】

「業界の実務慣行とされている会計処理方法」を例示することへのコメント対応案に関する意見

4. 論点の項目 10)¹は、コメントにおいて修文を提案した「③業界の実務慣行とされている会計処理方法」について、例示がないと実務上判断に迷うのではないかという趣旨で例示の記載を提案したものである。現状のコメント対応案では「指摘の趣旨を踏まえて修文する」とされているが、他のコメント対応案に照らすと例示は行わない方向であると認識しているため、その方向で記載を検討してはどうか。

¹ 第 33 回専門委員会 資料(3)参考資料及び第 425 回企業会計基準委員会 審議事項(3)参考資料 2 でお示ししたコメント対応表の関連箇所は、別紙 2 を参照。

(対応案)

コメント対応表の対応案の検討の中で記載を検討する。

【第 425 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

5. 特に意見は聞かれなかった。

改正企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の文案

【第 33 回専門委員会で聞かれた意見】

修文に関する意見

6. 文案の第 44-3 項では「このため、関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続の開示上の取扱いを明らかにして、財務諸表利用者が財務諸表を理解する上で不可欠な情報が提供されるようにすることは有用であると考えられる」としている。「有用である」という表現は間違いではないが、今回の基準開発の趣旨に照らすと、いわゆる明確化により、正しい開示が行われるようにしたという書き方の方が適切ではないか。

(対応案)

本公開草案第 4-2 項の開示目的においては、定めが明らかである場合も明らかでない場合も併せた記載となっているため、第 44-3 項においても、それに対応してその有用性を確認するような記載としている。

【第 425 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

基準文案第 4-5 項及び第 4-6 項の関係についての意見

7. 基準文案第 4-6 項²には、代替的な会計処理の原則及び手続が認められていない場合には注記を省略できる旨が記載されているが、第 4-5 項の会計方針の例示には、(6)引当金のように代替的な会計処理の原則及び手続が定められていないものが含まれているため、第 4-6 項の記載はわかりにくい。

(対応案)

基準文案第 4-5 項の例示は、本公開草案の開発の過程で、会計基準の明確化を図るという本プロジェクトの趣旨に鑑みて、企業会計原則注解 1-2 の記載をその

² 第 33 回専門委員会 資料(3)-1 及び第 425 回企業会計基準委員会 審議事項(3)-6 でお示しした基準文案の関連箇所は、別紙 1 を参照。

審議事項(4)-7

： まま引き継ぐこととしたものである。そのため、第 4-5 項の記載は変更しないこ
： とが考えられる。

以 上

**第 33 回専門委員会及び第 425 回企業会計基準委員会にてお示しした基準文案
(関連する項のみ抜粋)**

(HP では非公表)

第 33 回専門委員会及び第 425 回企業会計基準委員会にてお示ししたコメント対応表
(関連する箇所のみ抜粋)

(HP では非公表)